

葛城市次期教育ネットワークシステム基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1、業務概要

(1) 業務名

葛城市次期教育ネットワークシステム基本設計業務

(2) 目的及び概要

令和2年度に教育ネットワークシステムを整備したが、経年劣化による機器の不具合が発生するリスクに対応するため、令和9年度に更新を予定している。

令和8年度中に次期システムの基本設計を行い、令和9年度の確実かつ円滑なシステム移行を実現することを目的とする。

また、次期教育ネットワークシステムの構築にあたり、ネットワーク品質の一層の確保を図るとともに、ネットワーク環境の改善による性能向上及び利便性向上を目指す。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

(4) 提案限度額

1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上限額を超える提案については選定しない。

2、参加資格

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、「【様式1】参加表明書」の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和8年度において、葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。ただし、資格を有さない事業者は、「2、(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照に別途申請をすること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領（令和4年11月14日葛城市告示第147号）又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領（令和4年11月14日葛城市告示第148号）に基づく指名停止措置又は国若しくは他の地方公共団体による同様の措置を受けている者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2

年経過していない者であること。

- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥ 葛城市暴力団排除条例（平成 23 年葛城市条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑧ 過去 5 年以内に、拠点数 10 拠点以上の教育系ネットワークの設計業務を受託し完了した実績を 1 つ以上有すること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

2、(1) ④の入札参加資格を有さない事業者が参加する場合は、以下のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

① 提出書類

下記に掲げる書類一式を 1 部提出すること。

提出資料一覧	
1	【様式 8】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録（免許）証明書等（営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可）
3	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）
4	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」（旧：商業登記簿謄本） 個人「事業証明書」及び「住民票」
	納税証明書 完納証明書（写し可）
	葛城市内業者の場合 ※右記①と②を提出すること。
	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 法人：納税証明書「その 3 の 3」 個人：納税証明書「その 3 の 2」
5	葛城市外業者の場合 ※右記①と③を提出すること。
	②市税の完納証明書 （本市税務課収納促進室にて発行） ③都道府県税（営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象）未納の税額がないことの証明 ※提出日前 3 ヶ月以内発行のもの

6	印鑑証明書（写し可）※提出日前3ヶ月以内発行のもの
---	---------------------------

※A4ファイルに綴（と）じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載すること。

と。

② 提出期限

令和8年5月12日（火） 午後5時必着

※郵送の場合は、令和8年5月12日（火）必着とする。

③ 提出場所

葛城市役所 當麻庁舎 2階 学校教育課

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

④ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに提出すること。

※ 郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

⑤ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和8年5月14日（木）に審査結果をメール又は電話で通知し、後日、「参加資格審査結果通知書」を送付する。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込み手続きを行うこと。

3、スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集開始（市ホームページ）	令和8年4月27日（月）から
参加表明書提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時
質疑の締め切り	令和8年5月26日（火）午後5時
質疑の回答	令和8年5月29日（金）まで
技術提案書提出締め切り	令和8年6月19日（金）正午
プレゼンテーション審査	令和8年6月29日（月）予定
最終審査結果通知	令和8年6月30日（火）予定

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合もある。その場合は参加者に対し事前の連絡を行う。

※プレゼンテーション実施の時間等は別途通知を行う。

4、参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月22日(金) 午後5時まで

※郵送の場合は、令和8年5月22日(金) 必着とする。

(2) 提出場所

葛城市役所 當麻庁舎 2階 学校教育課

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

(4) 参加表明提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

- ①【様式1】 参加表明書
- ②【様式2】 会社概要書
- ③【様式3】 同種業務実績調書
- ④【様式4】 誓約書 兼 同意書
- ⑤【様式5】 仕様書交付申請書

※用紙等が不足する場合は、適宜追加すること。

5、仕様書の交付、説明会

(1) 仕様書の交付

仕様書は、参加表明書(仕様書等交付申請書)の受領後に交付する。

仕様書は、申請者が責任をもって管理し、複写・再配布など目的以外の使用はしないこと。

(2) 説明会

説明会は実施しない。

6、参加の辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は、「【様式6】参加辞退届」を参加表明後に交付を受けた仕様書を添えて、葛城市教育委員会学校教育課に持参又は郵送により提出すること。

当該辞退の届出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。なお、既に提出された書類は返却しない。

7、質疑及び回答

(1) 質疑について

質疑がある場合は、「【様式7】質疑書」に質疑内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問合せについては、一切受け付けない。

また、質疑内容については、参加表明書、仕様書、技術提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質疑及び提案内容については一切受け付けない。

① 提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時まで

② 送信先メールアドレス及び確認先電話番号

葛城市役所 當麻庁舎 2階 学校教育課

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

電子メール：gakkou-kyouiku@katsuragi.ed.jp

電話番号：0745-44-5108

なお、件名は「質疑書（次期教育ネットワークシステムプロポーザル）」とすること。

(2) 質疑の回答について

質問を受理した日から3日（休日を含まない。）以内に、質問者を伏せた上で参加表明者全てにFAX又は電子メールで通知し、ホームページに掲載する。ただし、ネットワーク構成等でホームページの掲載がセキュリティ上問題があると判断した項目はホームページには掲載しない。

8、提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時まで

※郵送の場合は、令和8年6月19日（金）必着とする。

(2) 提出場所

葛城市役所 當麻庁舎 2階 学校教育課

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに提出すること。

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

(4) 提出書類

① 技術提案書

様式は定めないが、表紙、目次、仕切り紙を除き、100 ページ以内で簡潔明瞭に記載すること。用紙の規格は原則として日本産業規格 A 4 版とし（A 3 織込も許容するが、2 ページとして扱う。）、文字の大きさは 10 ポイント以上とすること。

記載内容は仕様書を参考にすること。

部数は、正本 1 部、副本 5 部とする。

② 見積書

様式は任意とする。部数は 1 部。

9、事業者の選定

提出された提案書の中から最も優れた提案を選定するため、プレゼンテーション審査を実施し受託予定者を選定する。

提案事業者が 1 者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。

(1) 審査日時

令和 8 年 6 月 2 9 日（月）（予定）（詳細日時等は、別途通知）

(2) 審査方法

- ① 審査は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。
- ② プレゼンテーションは、提案書の内容についてのみ行うこと。
- ③ 審査内容は、【別紙】審査実施要領に定めるところによる。

(3) 審査結果

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和 8 年 6 月 3 0 日(火)（予定）に通知する。受託者は選定後速やかに本市ホームページで公表する。

【別紙】

審査実施要領

1、審査方法

- (1) 審査は、葛城市次期教育ネットワークシステム基本設計業務事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、本要領で定めた基準及び審査方法により、技術提案書等について書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。
- (2) 審査委員会は非公開とする。
- (3) 提出された書類等の内容について、後日問合せを行う場合がある。
- (4) 技術提案者が5者を超える場合は、書類審査によりプレゼンテーションの対象者をあらかじめ選定できるものとする。

2、プレゼンテーション審査（150点満点）

提案するシステムについて、技術提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(1) プレゼンテーション審査の日程・方法等

- ①審査日：令和8年6月29日(月)を予定（別途連絡）
- ②場所：葛城市役所（別途連絡）
- ③出席者：出席者は1社につき5名までとする
- ④実施時間：1提案者40分以内

※プレゼンテーション25分（デモンストレーションを行う場合も時間に含む）、質疑

応答15分程度（事前準備、片付けに係る時間は含まない。）

(2) プレゼンテーション審査の評価方法

審査員（1人につき150点満点）が「5、葛城市次期教育ネットワークシステム基本設計業務プロポーザル評価基準」のプレゼンテーション（技術提案書に基づく）評価の各項目を審査の上評価し、各審査員の合計評価点数の平均点（小数点第3位を四捨五入）をプレゼンテーション審査の得点とする。

(3) プレゼンテーション内容

- ①プレゼンテーションは提出した技術提案書をもとに行う。
- ②プレゼンテーションの順番は、技術提案書を提出した順番とする。

(4) その他

- ①スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ②社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ③説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。
- ④欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ⑤補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない。

3、受託候補者選定に関する特記事項

(1) 最低基準点

審査（書類審査 50 点、プレゼンテーション審査 150 点）の合計点（200 点満点）の 6 割（120 点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

(2) 参加者が 1 者となった場合の取り扱い

参加者が 1 者となった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

(3) 最高点で同点の者が 2 者以上の場合の取り扱い

当該提案者それぞれの審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和 8 年 6 月 30 日（火）（予定）に全ての参加者に通知するとともに、市ホームページにおいて受託候補者を公表する。なお、審査の経過については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4、審査基準及び配点

審査においては、提案者の業務実績、技術提案の内容による総合評価を実施する。審査の実施に際しての配点及び評価基準は「5、葛城市次期教育ネットワークシステム基本設計業務プロポーザル評価基準」のとおりとする。

5、葛城市次期教育ネットワークシステム基本設計業務 評価基準

	審査項目		審査の観点	配点
書類審査	提案者の 業務実績	同種業務の 実績	過去5年以内に稼働した本業務と類似する業務の実績について本業務を履行できる実績を有しているか。拠点やユーザー数などの規模、教育分野への対応など総合的に評価	30
		セキュリティ体制	組織・部門において、ISO/IEC 27001に基づくISMS認証又はJIS Q 15001に基づくプライバシーマークの認定を受けているか	20
プレゼンテーション審査	課題1	問題点の把握と対策への提案	現行の教育ネットワークシステムの問題点を的確に把握し、次期教育ネットワークシステムの設計に反映させようとしているか	80
	課題2	運用についての提案	ネットワークの不具合発生時に、市担当者の負担が少なく、かつ、迅速な対応ができるような提案があるか	40
	その他	これからの教育ネットワークについての提案	今後の教育ネットワーク方向性についての情報を持ち、基本設計に取り組もうとする提案があるか	30